



那覇市中核市移行 推進計画書



平成 24 年 4 月 6 日
企画財務部 行政経営課
(中核市移行準備室)

目次

第1章 中核市移行への意義と役割	1
1. 中核市移行への検討経緯	
2. 地域主権改革への対応について	
3. 市民サービスの更なる向上に向けて	
第2章 中核市制度概要	4
1. 都市制度及び都市機能について	
2. 中核市移行のメリット	
3. 中核市移行に伴う主な事務	
4. 財政上の特例	
第3章 中核市移行に向けてのこれまでの取り組み	9
1. 推進体制について	
2. 中核市移行に係る権限移譲事務概要	
3. 財政影響額の推計	
4. 中核市移行に伴う組織・人員配置計画	
第4章 保健所設置に伴う体制整備	18
1. 保健サービスの方針について	
2. 保健所の設置	
3. 保健所の組織体制	
第5章 今後のスケジュール	21
1. 中核市の指定に係る手続	
2. 条例等の整備	
3. 円滑な事務引継ぎに向けて	
4. 平成25年度 県からの人的支援について	
5. 市民への周知	

第1章 中核市移行への意義と役割について

昨今の社会情勢は、少子高齢化、国際化、高度情報化等めまぐるしく変貌を遂げており、様々な社会システムの見直しが迫られております。

このような中、地方行政におけるガバナンスについても、「地方分権改革」から「地域主権改革」へと目線をより市町村等の基礎自治体に置き換えた本格的な分権型社会の時代に突入しています。

本市は、「地域主権改革」を受動的に捉えるのではなく、積極的に活用していくことで、独自の特色あるまちづくりを担っていくとともに、今後ますます混沌化が予測される社会経済情勢の変化に対し、市民との協働のもと、的確かつ柔軟に対処していくことが求められます。

そのための一環として、これまでより、幅広い権限を行使できる中核市へ次年度(平成 25 年度)移行するとともに、時代に見合った行政サービスの提供並びにそれを支える職員力の醸成等、経営基盤の強化、拡充を図っていく必要があります。

1. 中核市移行への検討経緯

中核市移行に向けての検討経緯としては、平成9年度より、地方分権時代の対応策として、近隣市町村との合併を前提に議論されてきた経緯があります。(当時、中核市制度が、人口要件(30 万人以上)面積要件(100km²以上)があり、本市は、面積要件をクリアできない状況であったため。)

その後、平成 18 年度より、面積要件の廃止に伴い市単独での中核市移行の検討が開始されましたが、厳しい財政状況のもと喫緊の課題対応のため、一時中断を余儀なくされました。

平成 21 年度より、行革運動の一定の成果と地方分権の進展に伴い、庁内に「地方分権改革における権限移譲対策検討幹事会」を設置し、三つの視点(地方分権改革

からの視点、市民サービスからの視点、行財政改革からの視点)から検討を重ねてきた結果、平成 22 年 2 月議会にて市長より「平成 25 年度に向けての中核市移行の表明」に至ったところです。

2. 地域主権改革への対応について

国会が全会一致で地方分権の推進を決議した平成5年(1993年)以来、分権型社会に向けた取組みは、住民により身近な市町村等の基礎自治体を重視し、基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものと位置付け、着々と進められてきています。

即ち、市町村が広く事務事業を担い、市町村が担えない事務事業は県等広域自治体が担い、国は、広域自治体が担えない事務事業を担うことにより、その本来果たすべき役割を重点的に担っていかうというものです。

直近では、平成 22 年 10 月に「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、その内容は、基礎自治体への権限移譲をはじめ、条例制定権の見直し(国が定めている規制の緩和等)、地方政府基本法の制定(地方自治法の抜本的見直し)、自治体間連携・道州制についての検討等、この国の在り方を大きく転換していくために、短期・長期スパンで構成されたものとなっており、今後においても、分権化が進展していくものと考えられます。

また、県内においても、県は、平成 19 年3月に策定した「市町村への権限移譲推進指針」に基づき、積極的に市町村への事務移譲を推進しているのをはじめ、平成 22 年 3 月策定の「沖縄 21 世紀ビジョン」においては、市町村と県の適切な役割分担と連携の下、地域で解決すべき課題は地域で解決できるような体制構築を掲げています。

現況並びに将来的な分権拡大が想定されるなか、本市は、基礎自治体としての体制(体力)を強化する手段としての中核市制度を有効に活用していきます。

3. 市民サービスの更なる向上に向けて

近年、社会・経済の成熟化やITのめざましい進歩により社会全体が急激なスピードで変革を遂げているなか、市民の価値観も、ものの豊かさだけでなく心豊かな生活スタイルへとシフトしてきているとともに、多種多様化してきています。

しかし一方では、長引く世界的な不況の影響により、国の財政状況も好転の見込みは立っておらず、本市においても、中期財政計画(H22年度～26年度)では、社会保障関係の扶助費、市債償還の公債費、老朽化した市営住宅、学校、公共施設等の建替経費の増が見込まれ、今後も厳しい財政運営が続くことが予測されます。

従いまして、今後、限りある資源をいかに有効に活用し、時代に即した質の高い行政サービスを提供できるかが、本市のみならず、全ての基礎自治体の共通したテーマとなっております。

そうした意味では、自治体間の競争の時代とも言え、自治体ごとの特色あるまちづくりが求められています。

本市は、多くの事務権限の行使を可能とする中核市制度を活用していくことで、市民ニーズをよりの確に把握し、きめ細やかな行政サービスの提供、延いては特色ある独自のまちづくりへと展開させていきたいと考えています。

第2章 中核市制度概要

中核市制度は、地方分権の推進を目的とする大都市特例制度のひとつとして平成6年の地方自治法改正で創設された制度です。

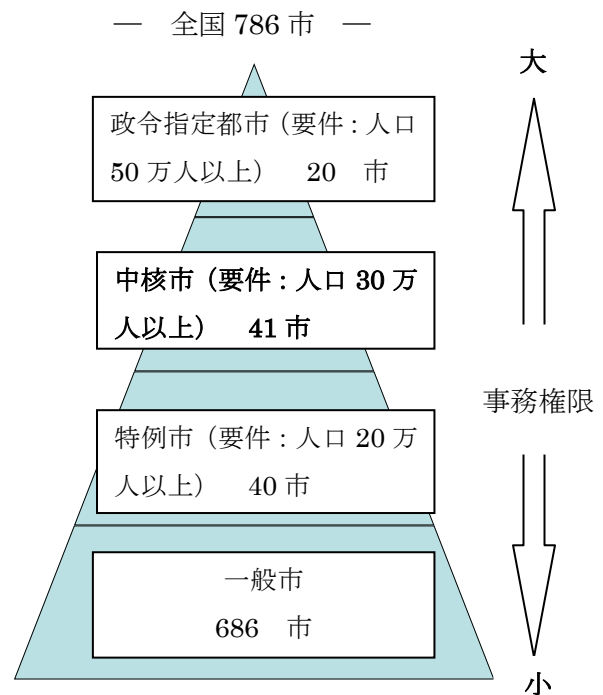
日本の大都市制度には、政令指定都市・中核市・特例市の別があり、いずれも都市の規模に応じて、県から市へ事務権限の一部を移譲する制度となっております。

中核市には政令指定都市に次ぐ権限が与えられており、事務配分をはじめ、財政、行政監督の一部に特例的機能を備えた制度となっております。

1. 都市制度及び機能について

一口に市といっても人口が1万人に満たない市から数100万人に及ぶ市まで様々です。

中核市制度創設前は、政令指定都市を除くと、持っている事務権限は横並びだったのに対し、比較的大きな市には、県から事務権限を移し、できる限り市民の身近で行政を行うことで、市民の利便性を高め、併せて一層の地方分権(地域主権)の推進を図ろうというのが本制度のねらいです。



全国では、41の市が中核市として指定されています。

全国の中核市:41市(H24.4.1 現在)

旭川市	函館市	青森市	盛岡市	秋田市	郡山市	いわき市	宇都宮市
前橋市	川越市	船橋市	柏市	横須賀市	富山市	金沢市	長野市
岐阜市	豊田市	豊橋市	岡崎市	大津市	高槻市	東大阪市	姫路市
西宮市	尼崎市	奈良市	和歌山市	倉敷市	福山市	下関市	高松市
松山市	高知市	久留米市	長崎市	大分市	宮崎市	鹿児島市	高崎市
豊中市							

中核市の代表的な都市機能は次の4点です。

(1) 中核市は、指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県が都道府県の区域にわたり一体的に処理することが効率的な事務や、中核市において処理することが適当ではない事務を除いて処理することができます。(地方自治法第252条の22第1項)

(2) 中核市は、政令により児童福祉法、身体障害者福祉法等の福祉に関する事務については、政令指定都市と同様に「行政監督の特例」(注)が設けられています。(地方自治法第252条の22第2項)

注:「行政監督の特例」とは、市がその事務の処理をするに当たって、従来、都道府県知事の改善、停止、制限、禁止等の指示その他の命令を受けていたものについて、知事の指示その他の命令を受けなくなる、又は知事の指示その他の命令に代えて主務大臣の指示その他の命令を受けようになることをいう。

(3) 中核市は、保健所を設置することとされ、保健所設置市の長等に移譲されている事務等を処理します。(地域保健法第5条)

(4) 中核市には、外部監査制度のうち、「包括外部監査制度」の導入が義務付けられています。(地方自治法第252条の36)

2. 中核市移行のメリット

中核市になることで次のような効果が期待できます。

(1) 市民サービスの向上

これまで市の窓口で申請を受け付け、県が認定していた身体障害者手帳の発行などの事務を市で一括して行う事により、事務処理のスピードアップを図ることができるとともに、市民生活に密着した多くの事務を市民にとってより身近な市が行うことにより、市民のニーズに即した、きめ細かな行政サービスを提供することができるようになります。

(2) 独自のまちづくりの展開

屋外広告物の規制や、大気汚染及びダイオキシン類の汚染の防止に関する規制などの事務処理の権限が市に移譲されることにより、景観や環境に配慮した独自のまちづくりを展開することができるようになります。

(3) 地域保健衛生の推進

中核市は市独自の保健所を設置します。このことにより、これまでの県の保健所と市の保健センターなどで行ってきたサービスが一元化され、総合的な保健衛生行政を行うことができます。

3. 中核市移行に伴う主な事務

中核市移行に伴う主な事務は次のとおりとなっております。

行政分野	主な事務
1. 民生行政	<ul style="list-style-type: none">➤ 身体障害者手帳の交付➤ 母子・寡婦福祉資金の貸付け➤ 社会福祉法人、社会福祉施設(保育所、特別養護老人ホーム)等の設置認可、監督
2. 保健衛生行政 (保健所を設置し処理する事務含む。)	<ul style="list-style-type: none">➤ 市民の健康の保持、増進のための事業の実施➤ 感染症(インフルエンザ、結核、エイズ、肝炎等)の予防➤ 飲食店営業等の許可➤ 浄化槽設置等の届出➤ 狂犬病予防や動物愛護
3. 環境行政	<ul style="list-style-type: none">➤ 産業廃棄物処理収集・運搬業の許可、事業所等に対する立入検査➤ ばい煙発生施設(工場分)、一般粉じん発生施設の設置の届出の受理・立入検査➤ 水質汚濁防止(公共用水域、地下水常時監視)➤ ダイオキシン類による汚染状況についての監視
4. 都市計画・建設行政	<ul style="list-style-type: none">➤ 屋外広告物表示等の許認可、屋外広告業の登録制度➤ 市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可➤ 都市計画事業の施行地区内における建築等の許可➤ 住宅地区改良事業の改良地区内における宅地造成工事の許可
5. 産業・経済行政	<ul style="list-style-type: none">➤ 計量法に基づく勧告、定期検査

6. 文教行政

- 市立小学校、中学校の県費負担教職員の研修
- 重要文化財に関する現状変更等の許可
- 埋蔵物が文化財であるかどうかについての鑑査等

4. 財政上の特例

中核市移行に伴い、県からの移譲事務の執行に際し、主に事業費、人件費等の経費がかかりますが、必要となる経費は、普通交付税の増額分で概ね措置されることになっています。

普通交付税の基準財政需要額(注1)を算定するにあたっては、社会福祉費、保健衛生費等の経費(単位費用)に係る補正係数が一般市より上乘せされる財政上の特例により、基準財政需要額が増加することで、基準財政収入額(注2)との差である普通交付税が増額するしくみとなっています。

$$\text{普通交付税額} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

$$\begin{array}{ccccccc} \text{※ 基準財政需要額} & = & \text{単位費用} & \times & \text{測定単位} & \times & \text{補正係数} \\ \text{中核市移行に伴う増額分} & & \text{測定単位1当たり費用} & & \text{(例)教育費であれば、児童数など} & & \text{市町村の規模、機能に応じた係数} \end{array}$$

(注 1)基準財政需要額: 普通地方交付税額の算定の基礎となるもので、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、または施設を維持するために必要な財政需要を一定の方式によって算定した額

(注 2)基準財政収入額: 普通地方交付税の算定の基礎となるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方式によって算定した額

第3章 中核市移行に向けてのこれまでの取組み

中核市移行に向けての全庁的な取組みを、第4次那覇市総合計画の政策(「市民に開かれた効率的な行政」)に、「中核市推進事業」として位置づけ、各関係課は、移譲事務受入に伴う必要な人員、予算等課題整理について県所管課と調整を重ねてきました。

平成 22 年 2 月の「中核市移行表明」後から、今日までの主な取組み概要については、次の表のとおりとなっております。

[これまでの主な取組み]

年 月 日	事 項
平成 22 年 4 月 1 日	市において、企画財務部に中核市移行準備室を設置
4 月 2 3 日	市長から県知事に対し、中核市への円滑な移行に係る協力を要請
4 月 2 6 日	市において 中核市移行に必要な調査、検討を行うための庁内組織として、「那覇市中核市移行推進本部」を設置
6 月 8 日	県及び市において、中核市移行県・市連絡会議の設置 第 1 回那覇市中核市移行県・市連絡会議の開催
7 月 2 0 日	市において、第 1 回那覇市中核市移行推進本部会議の開催（本部に移譲事務専門幹事会、組織・人事担当幹事会を設置）
7 月～	県及び市において、移譲事務に関する庁内検討開始
1 0 月 1 日	市において、中核市移行体制強化のため、健康保険局に保健所準備室を設置
1 0 月 7 日	市において、市のホームページに中核市移行に関する情報「中核市をめざして」を掲載
1 2 月 3 日	市において、第 2 回那覇市中核市移行推進本部会議の開催（県から 1 回目の移譲事務提示に対する回答案承認）
3 月 2 9 日	市において、第 3 回那覇市中核市移行推進本部会議の開催（県からの 2 回目の移譲事務提示等に対する回答案並びに県との人事交流計画案承認）

	県及び市において、第2回那覇市中核市移行県・市連絡会議の開催 (移譲事務概要・次年度の研修計画等の進捗状況報告)
平成23年4月 1日	市から県へ長期研修職員派遣(保健師3人、事務1人)
7月中旬～	県及び市において、中核市移譲事務調査(県・市共同による総務省提出資料等作成)
8月 8日	市において「中核市移行に向けての講演会」を開催 講師:本多晃氏(柏市 前市長)
10月 1日	市から県へ長期研修職員追加派遣(薬剤師2人、衛生監視員2人)
11月17日	市において、第4回那覇市中核市移行推進本部会議の開催(中核市組織体制、派遣交流計画)
12月26日	県及び市において、第3回那覇市中核市移行県・市連絡会議の開催 (派遣交流計画、総務省ヒアリング資料作成報告)
平成24年1月20日	県及び市において、中核市移行に伴う総務省ヒアリング
2月21日	市において、市議会へ中核市指定の申出議案を提出 市において、中核市移行準備経費予算議案を提出
3月21日	市議会において、中核市指定に係る申出の議案を議決
3月23日	市において、第5回那覇市中核市移行推進本部会議の開催(事務引継ぎスケジュール、平成25年度県市間人事交流計画)

1. 推進体制について

平成25年度への円滑な中核市移行に向け、庁内の推進体制としては、平成22年4月に「那覇市中核市移行推進本部」を設置し、市全体の方針を協議しているほか、権限移譲事務の掌握や保健所設置に関する課題整理等、重点項目については、本部の下に各幹事会を設置し、各部局との連携のもと調査・検討を行ってきたところです。

また、県市間においては、平成22年5月に「那覇市中核市移行県・市連絡会議」を設置し、移譲事務全般に係る調整、研修派遣計画、スケジュール管理等に取り組んできました。

2. 中核市移行に係る権限移譲事務概要

中核市移行に伴う県から市への移譲事務については、次のとおり、大きく分けて法定移譲事務と任意移譲事務の2種類に分類されます。

受入れに対する事務数、事務を担う職員数、必要経費等については、県と調整を重ねてきた結果、第3回中核市移行県・市連絡会議(H23.12 開催)の時点で受入事務総数は、2906 事務となっています。

(但し、地域主権改革一括法の適用につき、今後、事務数の増減が生じます。)

◆ 事務の種類

- (1) 法定移譲事務 法律、政令、省令等の定めるところにより、中核市において処理することとなる事務。
- (2) 任意移譲事務 法定移譲事務以外の事務で県との協議により受入れ可否を決定した次の事務。
 - ① 法定移譲事務の根拠となる法令等を受けて定められた、県の条例、規則、要綱等に基づく事務
 - ② 法定移譲事務に密接に関連する事務
 - ③ 上記以外の事務で、中核市として移譲を受けることにより市民サービスの向上を図ることができる事務

平成25年度 県から市への移譲事務 (総数)

項目	民生行政	保健衛生行政	環境行政	都市計画・建設行政	産業・経済行政	文教行政、その他	合計
法定移譲事務	587	841	407	622	41	29	2,527
任意移譲事務	85	228	4	51	11	0	379
合計	672	1,069	411	673	52	29	2,906

3. 財政影響額の推計

(1) 歳出(移譲事務等に係る財政負担見込み額)

① 新たな負担増となる主な事務事業費(新規事業及び既存の事業を拡大)

ID	行政分野	事業名	内容説明	平成25年度		負担区分・割合		
				事業費	一般財源額	移行前		移行後
						国	市	
1	民生	社会福祉法人指導監査・民生委員事務	社会福祉施設の適切な運営及び円滑な社会福祉事業の確保を図るため社会福祉法人及びその経営する施設の指導監査を行うこと。また、民生委員の適正確保と育成を図り地域福祉の増進を図る。	41,563	41,199	国	10/10	
						県		
						市		10/10
						国	2/3	2/3
2	母子寡婦福祉資金貸付事務	母子家庭の母や母子福祉団体及び寡婦への経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するための資金の貸付を行う。	41,262	13,762	県	1/3		
					市		1/3	
2	身体障害者手帳認定・発行事業	身体障害者手帳の認定・発行業務を行う。判定が困難なものに関しては、社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会へ諮問する。	667	667	国			
					県	10/10		
2	経費老人ホーム事務費補助事業	軽費老人ホーム入所者の経済的負担軽減のため、社会福祉法人が、入所者から徴収すべき事務費の一部を減免した場合、その減免額に対し交付する。	20,651	20,651	国			
					県	10/10		
3	犬猫適正飼養推進事業	徘徊犬の捕獲、犬猫の引取り、一時抑留施設の運営を行う。なお、殺処分等については、県へ委託予定。	25,271	24,751	国			
					県	10/10		
4	小児慢性特定疾患研究事業	治療が長期にわたり医療費負担も高額となる特定疾患を対象に、患者家族の医療費の負担軽減を図るため、医療給付を行う。	162,889	83,387	国	1/2	1/2	
					県	1/2		
5	保健衛生	食品衛生事業	食中毒(疑い含む)発生時における原因究明調査等を実施する。	19,790	0	国		
						県	10/10	
6	感染症予防事業	結核等感染症の早期発見、蔓延防止のため調査、発生状況等の公表、入院勧告、医療費の負担等を行う。	47,941	26,745	国	5.5/10	5.5/10	
					県	4.5/10		
7	特定不妊治療費助成事業	保険適用外となっている特定不妊治療に要した医療費の一部助成を行う。	38,414	19,210	国	1/2	1/2	
					市		1/2	
8	環境	産業廃棄物泰作事業	事業活動に伴って発生する産業廃棄物等の処理について、排出事業者、産業廃棄物処理業者及び自動車リサイクル法関連業者等の施設に立ち入り、適正処理の監視、指導を行う。	6,569	6,569	国		
						県	10/10	
9	水質保全泰作事業	公共用水域及び地下水の水質環境基準の監視業務を行う。	5,866	5,866	国			
					県	10/10		
10	大気汚染物質常時測定調査事業	大気汚染の状況を常時監視し、その結果を環境大臣に報告する。	2,137	2,137	国			
					県	10/10		
10	ダイオキシン類監視・調査測定事業	市域に係る大気、水質(水底の低質を含む。)及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視する。	1,335	1,335	国			
					県	10/10		
11	産業経済	計量法に基づく事務	中核市は計量法に基づく定期検査及び立ち入り検査を実施が義務付けられており、これら計量事務の運用に要する経費。	3,447	3,266	国		
						県	10/10	
12	都市計画	屋外広告物推進事業	屋外広告物法及び条例に基づき本市における屋外広告物及び屋外広告業を営むものに必要な指導・規制及び講習会を開催し、良好な景観形成、風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止する。	1,187	1,187	国		
						県	10/10	
13	文教	県費負担教職員研修	初任者に対しては、「実践的な指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる」ことを目的に、採用後1年にわたる研修を実施し、在職期間が10年に達した教諭等には、個々の能力、適正等に応じて必要な事項に関する研修を実施する。	3,845	3,845	国		
						県	10/10	
14	その他	包括外部監査契約	中核市移行後は外部監査人による包括外部監査契約が義務付けられており、外部監査人の監査を受ける。	14,300	14,300	国		
						県		
その他の事業				45,228	37,149			
小計				482,362	306,026			

② 負担割合の変更につき市の負担が増える事務事業費(既存事業)

【単位:千円】

ID	行政分野	事業名	内容説明	平成25年度		負担区分・割合		
				事業費	一財額の増減額	移行前	移行後	
1		生活保護費	居住地不明者の保護費について、法の規定により県が1/4を補助することとされていたが、中核市移行後は、市の負担増となる。		260,000	国	1/2	1/2
						県	1/4	
						市	1/4	1/2
2		私立保育園運営費負担金	法の規定により県が1/4を補助することとされていたが、中核市移行後は、市の負担増となる。		1,210,259	国	1/2	1/2
						県	1/4	
						市	1/4	1/2
3	民生	延長保育事業(認可)	現在は、「市の実施する事業に対する県の補助事業」に対し県が、国から1/3補助を受け県要綱により上乗せを行い2/3補助とされていたが、中核市移行後は、市の実施する事業に国から直接1/3補助を受けることにより、県要綱の適用がなくなり、市の負担増となる。		111,027	国	1/3	1/3
						県	1/3	
						市	1/3	2/3
2		母子生活支援事業	法の規定により県が1/4を補助することとされていたが、中核市移行後は、市の負担増となる。		11,053	国	1/2	1/2
						県	1/4	
						市	1/4	1/2
2		児童クラブ運営補助金	現在は、「市の実施する事業に対する県の補助事業」に対し県が、国から1/3補助を受け県要綱により上乗せを行い2/3補助とされていたが、中核市移行後は、市の実施する事業に国から直接1/3補助を受けることにより、県要綱の適用がなくなり、市の負担増となる。		91,088	国	1/3	1/3
						県	1/3	
						市	1/3	2/3
その他の事業					13,751			
小計					1,697,178			

③ その他の経費

【単位:千円】

区分	内訳	一般財源影響額
職員人件費	保健所職員等(90名程度)	664,000
保健所施設維持管理経費	保健所の光熱水費等維持管理経費	42,869
情報システム維持管理経費	保健所ネットワーク、各システム等	39,341
小計		746,210

◆ 財政負担見込み額合計(①+②+③) 2,749,414 千円

※但し、上記見込み額は、県の平成22年度決算ベースを参考に作成したものであり、今後増減が生じます。また、中核市移行に係る平成24年度の施設整備経費は見込み額に含めていません。(保健所設置、動物一時抑留施設、計量器具保管施設等)

(2)歳入(中核市移行に伴う基準財政需要額の増額分)

平成22年度算出額 11,377,324 千円 … ①

平成22年度中核市と仮定した場合の試算額 14,327,611 千円 … ②

◆ 中核市に係る普通交付税の基準財政需要額(H22年度ベース)

合計(②-①) 2,950,287 千円

4. 中核市移行に伴う組織・人員配置計画

平成25年度の中核市移行を円滑に進めるため平成22年度から、人員配置、組織再編等の準備作業に取り組んでいます。

(1) 人員配置計画

人員配置については、平成22年度から中核市移行時までには、88 人の職員増を暫定で見込んでおり、内訳は、次のとおりです。

- ① 民生行政(児童福祉法、社会福祉法等)で12人
- ② 保健衛生行政(食品衛生法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務等、主に保健所業務)で 61 人
- ③ 環境行政(廃棄物の処理及び清掃に関する法律、大気汚染防止法等)で5人、
- ④ 都市計画・建設行政(屋外広告物法、都市計画法等)で 5 人
- ⑤ その他(計量法、地方教育の組織及び運営に関する法律等)で 5 人

また、上記 88 人のうち、41人については、必要な事務の習得を図るため次のとおり、平成23,24年度に県への派遣研修を実施するほか、平成 24 年度は、必要に応じて県の関係課において短期間の研修も行う予定です。

平成23年度 中核市関連派遣(研修)計画(市から県へ)について

大項目	中項目		派遣概要		
	ID	①該当する主な事務名	職種	人数	派遣期間
民生 (保健所関連業務)	1	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務	保健師	1名	H23.4/1～ H25.3/31
	2	児童福祉法に基づく事務(児童福祉法)			
保健衛生 (保健所関連業務)	1	母体保護法、母子保健法に基づく事務等	保健師	1名	H23.4/1～ H25.3/31
	2	統計事務、企画調整事務、庶務事務	事務職	1名	H23.4/1～ H25.3/31
	3	薬事法、柔道整復師法等に基づく事務	薬剤師	2名	H23.10/1 ～H25.3/31
	4	食品衛生法、興行場法、温泉法に基づく事務	衛生技師	2名	
	5	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務等	保健師	1名	H23.4/1～ H25.3/31
	6	医療法に基づく事務等			
	7	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく事務			
	8	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律に基づく事務			
	9	石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく事務			
小計				8名	

平成24年度 中核市関連派遣(研修)計画(市から県へ)について

【平成24年3月現在】

大項目	中項目		派遣概要		
	ID	①該当する主な事務名	職種	人数	派遣期間
民生行政	1	障害者自立支援法に基づく事務	事務職	3名	半年1名、3ヶ月2名
	2	社会福祉法に基づく事務	事務職	2名	5ヶ月1名、半年1名
民生 (保健所関連業務)	3	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく事務	事務職 保健師	2名 2名	H24.4/1～H25.3.31
	4	児童福祉法に基づく事務(児童福祉法)	} 事務職 保健師	1名	
保健衛生 (保健所関連業務)	1	母体保護法、母子保健法に基づく事務等		} 保健師	
	2	統計事務、企画調整事務、庶務事務	事務職 保健師		
	3	薬事法、柔道整復師法等に基づく事務	薬剤師	1名	
	4	食品衛生法、興行場法、温泉法に基づく事務	事務職 衛生技師	1名 2名	
	5	健康増進法に基づく事務	管理栄養士	1名	
	6	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく事務等	事務職 医師	1名	
	7	医療法に基づく事務等		1名	
	8	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく事務	保健師	2名	
	9	酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律に基づく事務	放射線技師	1名	
	10	石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく事務	臨床検査技師	1名	
保健衛生	11	動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務等	事務職 獣医師	1名 1名	H24.5/1～H25.3.31
環境行政	1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務等	事務職	2名	
	2	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく事務			
	3	水質汚濁防止法に基づく事務等	事務職	2名	
産業経済行政	1	計量法	事務職	2名	下半期に短期2名
小計				33名	
合計(H23.H24)				41	

(2)組織再編計画

中核市移行に伴う組織再編については、保健所設置等に伴う保健衛生業務の拡充に対応するため、現在の健康保険局を部に昇格(仮称:健康部)させるほか、次に掲げる事務については、事務執行体制の強化・拡充を図ります。

① 民生行政

◆社会福祉法に基づく事務

社会福祉法に基づく事務のうち、社会福祉施設の設立認可等については、現行の4課(福祉政策課、チャーがんじゅう課、障がい福祉課、こどもみらい課)で個別に対応することとし、指導監査については、法人会計のチェック等の専門性を有することから、福祉政策課内で総括する体制を構築します。

② 保健衛生行政(保健所業務除く。)

◆狂犬病予防法、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく事務

当該業務の一部は、現在、環境保全課内で行っていますが、業務拡充に伴い、(仮称)「環境衛生課」を新設し、体制の充実を図るほか、感染症予防(狂犬病予防含む。)については、保健所との迅速な連携体制(予防、発生時等における業務の役割分担)を構築します。

③ 環境行政

◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく事務

新たな事務となる産業廃棄物の処理等については、関連事務(一般廃棄物収集運搬業の許可業務等)を担っている環境政策課内で一体的に取り組みます。

また、不法投棄対策については、部内の効果的な業務連携を図ります。

④ 都市計画・建設行政

◆屋外広告物法に基づく事務

市民への啓発並びに屋外広告物の設置基準設定や許可・審査業務は、景

観行政の一環として、都市計画部(都市計画課)で担い、違反広告物の除去・保管(パトロール業務含む)については、建設管理部(道路管理課)と業務分担を図りながら、連携して取り組みます。

⑤ 産業・経済行政

◆計量法に基づく事務

当該事務は、消費者相談並びに立入検査を主とする安全三法(消費生活用品安全法・家庭用品品質表示法・電気用品安全法)等の消費生活関連業務と併せて、市民文化部内で事務を所管します。

組織体制については、市民文化部内で消費者行政の一元化を図ることにより、市民に便利で分かりやすい体制を整備していくとともに、庁内関係部署との連携強化に努めていきます。

第4章 保健所設置に伴う体制整備

近年、食への安全意識の高まりや新型インフルエンザ等感染症の流行による健康危機に対する懸念の増大、精神疾患や生活習慣病患者の増加に見られる疾病構造の変化等、地域の保健衛生を取り巻く状況は大きく変化しており、地域の保健衛生行政の中心機関である保健所に期待される役割は、ますます大きくなっています。

市保健所では、食品衛生、環境衛生、結核・エイズ等の感染症対策、精神保健や母子保健といった専門的かつ技術的な業務を担うほか、市保健所を地域保健の中核として位置づけ、地域保健に関する思想の普及及び向上に努め、保健、福祉、医療の連携をより一層強化し、市民の健康と地域医療の充実を図ります。

詳細は、「那覇市保健所設置基本構想」をご参照ください。

1. 保健サービスの方針について

県保健所の機能や実施していたサービスを引き継ぎ、市民に提供することを前提に、これまで県と市が分担して取り組んでいた各種保健事業等の一元化を図ります。

加えて、市保健所を中心として市の保健・医療及び福祉に関する事業の業務連携を強化していくことで、効率的で市民ニーズを反映したきめ細かな行政サービスの提供を目指します。

2. 保健所の設置

市保健所は、現在の中央保健所を沖縄県から譲渡を受け、医師会、歯科医師会、薬剤師会、地方独立行政法人那覇市立病院等の医療機関と連携し、市の保健衛生行政の拠点を担う施設とします。

3. 保健所の組織体制

市保健所の組織体制は、現中央保健所の業務を継承することから、中央保健所の組織を基本に、市健康推進課の業務を組み入れたものとし、次の4課(保健総務課、生活衛生課、健康増進課、地域保健課)体制を想定しています。

① 保健総務課

市保健所を総括する役割に加え、健康危機管理、施設の維持管理、地域保健に関する各種統計に関する業務を担います。

② 生活衛生課

食品衛生(食品営業許可等)、生活衛生業(理容・美容、旅館業、公衆浴場、クリーニング業、興行場営業許可、開設届受理等)、医事・薬事(病院・診療所開設許可、薬局・医薬品関係開設許可、毒物劇物販売業の登録、医療従事者の免許申請受付等)に関する業務を担います。

③ 健康増進課

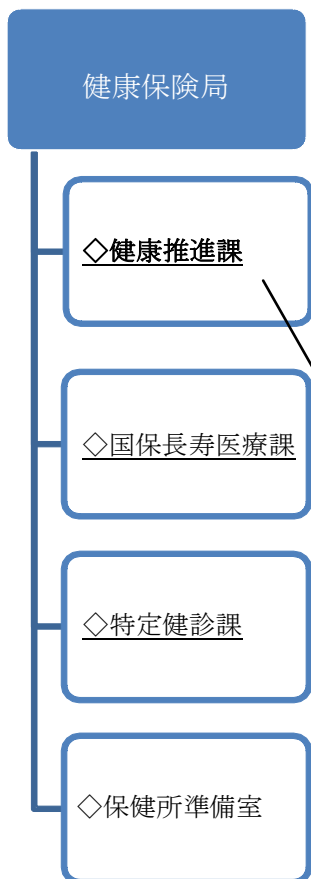
本市がこれまで実施してきた予防接種事業、健康づくり事業、食生活改善事業に加え、感染症及び結核の治療・予防、国民健康・栄養調査、給食施設への栄養指導に関する業務を担います。

④ 地域保健課

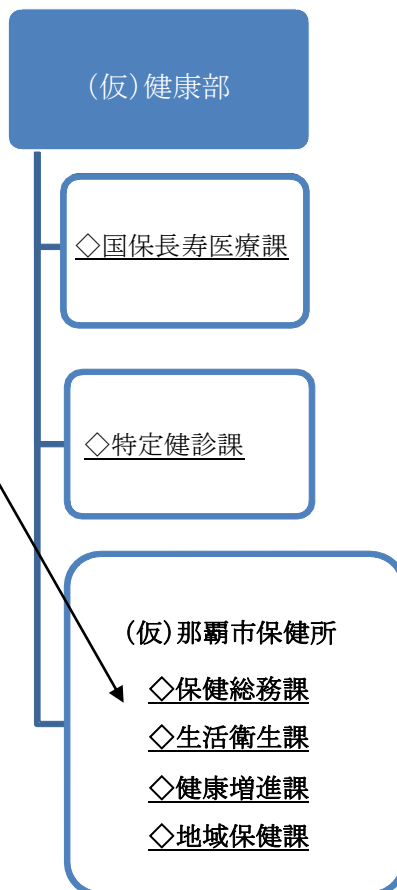
本市がこれまで実施してきた母子保健事業や保健センター事業に加え、養育医療、自立支援医療・育成医療、特定不妊治療費助成事業、小児慢性特定疾患治療研究事業等の中核市母子保健業務を担います。また、その他、精神保健事業、難病相談事業、保健師活動事業に関する業務も担います。

平成25年度 那覇市保健所設置に伴う健康保険局組織再編(案)

現行 (H23. 組織機構)



再編案 (H25. 組織機構)



第5章 今後のスケジュール

中核市移行を翌年に控え、今年度の主な取組みは、中核市指定に係る所定の手続きを行っていくほか、条例等の整備、移譲事務の事務引継ぎ等、移行に向けた準備作業について県からの支援・協力をいただきながら全庁体制で推進していきます。

また、中核市移行に向けての市民への周知・広報に努めていきます。

[平成 24 年度の主な取組み（予定）]

年 月 日	事 項
平成 24 年 4 月	市において、県知事へ中核市指定申出の同意について申し入れ
5 月	県・市間において「移譲事務の事務引継ぎ実施要領（仮称）」策定 県及び市において、移譲事務の事務引継ぎ作業開始
6 月	県において、県知事が県議会に中核市指定申出の同意議案を提出
7 月	県において、市へ中核市指定申出について同意
8 月	市において、総務大臣に中核市指定の申出
10 月ごろ	中核市の指定の閣議決定、政令公布
12 月	市において、市議会に関係条例の制定及び改廃に係る議案の提出、条例公布
平成 25 年 1 月	市広報誌（「市民の友」）にて中核市移行に関する情報を掲載（1月～3月）
2 月	市において、市議会に中核市関連予算議案を提出
3 月	事務引継式（県知事から市長へ）
3 月 31 日	県及び市所管課において、事務引継ぎ終了
4 月 1 日	中核市へ移行、那覇市保健所設置

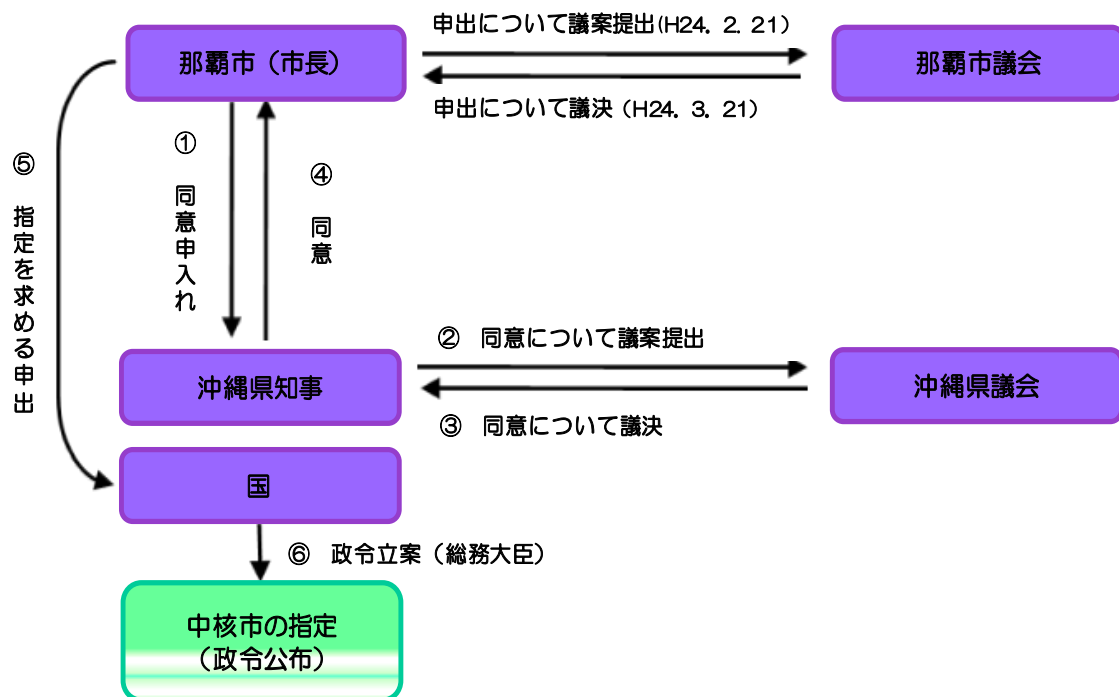
1. 中核市の指定に係る手続

地方自治法第 252 条の 24 の規定に基づく中核市指定については、平成 24 年 3 月 21 日に市議会において、中核市指定に係る申出の議案が議決されたところです。

今後においては、平成 24 年 10 月の政令公布を目処に、次のとおり手続を進めていきます。

- ① 市長が県知事に対し、中核市の指定に係る申出に対する同意の申入れ
- ② 県知事が県議会に対し、中核市の指定に係る申出に対する同意の議案の提出
- ③ 県議会において、中核市の指定に係る申出に対する同意の議案を議決
- ④ 県知事が市長に対し、中核市の指定に係る申出に対する同意
- ⑤ 市長が総務大臣に対し、中核市の指定に係る申出
- ⑥ 総務大臣による中核市の指定に係る政令の立案を経て、中核市の指定に係る政令の公布

— 中核市の指定に係る手続の流れ —



2. 条例等の整備

中核市移行に伴い、整備を必要とする主な条例は、次のとおりです。

行政分野	条例名（仮称）	条例概要	整備区分
民生行政	特別会計条例	母子及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するための資金貸付を行うため特別会計を設置する	改正
	社会福祉審議会条例	社会福祉に関する事項を調査審議するため社会福祉審議会を置く 社会福祉審議会に民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため身体障害者福祉専門分科会を置く	制定
保健衛生行政	保健所設置条例	保健所の設置に関して必要な事項を定める	制定
	保健所運営協議会条例	地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、保健所運営協議会を置く	制定
	感染症診査協議会条例	感染症患者に対する入院措置及びその期間延長に関する事項を審議させるため感染症診査協議会を置く	制定
	旅館業法施行条例	旅館業法の施行に関し営業者が講ずべき衛生措置の基準及び宿泊を拒むことができる事由に係る事項を定める	制定
	公衆浴場法施行条例	公衆浴場法の施行に関し公衆浴場の設置の場所の配置基準並びに公衆浴場について営業者が講ずべき衛生及び風紀に必要な措置の基準を定める	制定
	興行場法施行条例	興行場法の施行に関し興行場の設置の場所及び構造設備に係る公衆衛生上必要な基準並びに営業者が講ずべき衛生措置の基準を定める	制定
	理容師法施行条例	理容師法の施行に関し理容師が理容の業を行うとき並びに理容所の開設者が講じなければならない衛生上必要な措置の基準を定める	制定
	美容師法施行条例	美容師法の施行に関し美容師が美容の業を行うとき並びに美容所の開設に際して衛生上必要な措置の基準を定める	制定
	クリーニング法施行条例	クリーニング業法の施行に関し営業者が講ずべき措置の基準を定める	制定
	食品衛生法施行条例	食品衛生法の施行に関し管理運営基準及び営業施設の基準について必要な事項を定める	制定
都市計画・建設行政	屋外広告物条例	屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止する	制定
	都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例	開発行為の許可の基準に関し必要な事項を定める	制定
	開発審査会条例	開発行為の許可等に関し行政監督処分に不服がある者からの請求に基づく審査を行わせるため開発審査会を置く	制定

行政分野	条例名（仮称）	条例概要	整備区分
経済・産業行政	特定計量器の検定、定期検査等手数料条例	特定計量器の検定、定期検査等手数料に関し必要な事項を定める	制定
その他	手数料条例	産業廃棄物収集運搬業許可等に対する審査手数料等中核市移行に伴い本市が処理することとなる事務に係る手数料を定める	改正
	外部監査契約に基づく監査に関する条例	包括外部監査及び個別外部監査に関する事項を定める	制定

3. 円滑な事務引継ぎに向けて

中核市移行に伴う県所管課から市所管課への事務引継ぎについては、長期・短期研修を実施していくことで実務の習得を図っていくほか、円滑に引継作業を行えるよう県市間で「事務引継ぎ実施要領（仮称）」を策定し、全庁体制で推進していきます。

なかでも、所管課間で取り交わす「事務引継書」を作成していく過程で、移譲事務の精査及び移譲を受ける際に確認を要する点等、市側から積極的に働きかけを行っていくことで、平成 25 年 4 月 1 日から滞りなく業務を開始できるよう取り組んでいきます。

4. 平成25年度 県からの人的支援について

平成 25 年度からの円滑な保健所運営及び産業廃棄物対策関連で次のとおり県職員の派遣を要望していきます。

なお、派遣していただく職員については、平成 28 年度までの 4 年を目処として、段階的に解消を図ります。

部署名	職種	職種					合計
		事務職	医師	衛生監視	薬剤師	保健師	
(仮)健康部 那覇市保健所		0	1	5	1	6	13
環境部 環境政策課		1					1
合計		1	1	5	1	6	14

5. 市民への周知

県内で初となる中核市移行に向けて、中核市となる意義・役割や市民サービスの向上に向けた取組み等について、次のとおり周知・広報を図ります。

① 市ホームページの活用

平成 22 年 10 月より、中核市移行に関する情報「中核市をめざして」を掲載していますが、今後とも随時更新を行い、必要な情報を市民へ提供していきます。

② 市広報誌(「市民の友」)の活用

中核市移行に伴う窓口体制の整備をはじめ、市民生活に係る情報について、平成 25 年 1 月から3月にかけてシリーズで掲載を予定しています。

③ パンフレットの活用

平成 24 年 5 月に中核市への移行を広く周知していくことを目的にパンフレットを作成し、公共施設等を中心に配布を予定しています。

④ 市民団体との協働

各管内の自治会会議に出向き、中核市移行に向けての市民への周知の協力をお願いしていくほか、必要に応じ、NPO等各種市民団体と連携を図りながら取り組んでいきます。